

町内会・自治会長 様

盛岡市市民部市民協働推進課長 熊谷 修二
玉山総合事務所総務課長 壽 俊行

**新型コロナウイルス感染症に対する町内会・自治会行事等の対応について
(お知らせ)**

日頃、市政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症患者数の急激な増加に対し、総会・イベント等の自粛により御協力いただきましたことに、重ねてお礼申し上げます。

さて、皆様の御協力により市内の新規患者数が減少傾向となったことから、本市では、令和 3 年 10 月 5 日(火)をもって、市中の感染状況を「フェーズ 1 (医療提供体制等に特段の支障がない段階)」と位置付けました。

これに伴い、町内会・自治会行事等の対応について、次のとおり変更しますので、参考にさせていただきますようお願いいたします。

町内会・自治会長様におかれましては、お手数をおかけしますが、何卒、御理解と御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1 協力をお願いしたい町内会・自治会行事等の取扱い

区分	これまでの取扱い	10月5日以降の取扱い
不特定の方が集まる行事	・開催の延期・中止、又は開催方法の変更を検討。	・行事等の開催に当たっては、基本的な感染防止対策(※)の徹底を図った上で実施していただくようお願いします。
特定の方が集まる行事	・開催時間の短縮や人数制限など参加者間の接触を可能な限り減らす。 ・感染予防策が徹底されているか検証した上で開催。	

※ 基本的な感染防止対策の例

- ・手洗い、マスクの常時着用及び咳エチケットを励行する。
- ・定期的に室内の換気を実施する。
- ・適切な方法でマスクを着用する。
- ・ワクチン接種後もマスクを着用する。
- ・近距離での会話や大声での発声等を避ける。
- ・室内の湿度の調節を心がける。
- ・毎日の健康確認。体調不良時は外出を避け、電話相談の上で早期受診する。
- ・密閉・密集・密接の重なる三密の場面だけでなく、二つあるいは一つだけでも感染リスクがあることから、それらの要素をとまなう会合等を回避する。

2 その他

上記取扱いが新たに変更された際には、今後も適宜、お知らせいたします。また、今後の感染状況等に応じ、国等から発出される情報も参考にさせていただきますようお願い申し上げます。

担当：市民部市民協働推進課 地域活動係
電話 019-626-7500 (直通)
玉山総合事務所総務課 地域政策係
電話 019-683-2116 (直通)